

予算決算審査委員会 総務産業分科会報告書

平成28年11月4日

備前市議会議長 鵜川晃匠 殿

総務産業分科会
主査 山本恒道

平成28年11月4日に分科会を開催し、次の議案を審査したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	備 考
議案第96号 平成27年度備前市一般会計歳入歳出決算の認定について中、 総務産業分科会所管部分のうち、市長室・総合政策部ほか関係	—

予算決算審査委員会 総務産業分科会記録

招集日時	平成28年11月4日（月）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時31分	開会 ～	午後2時00分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	閉会中の開催		
出席委員	主査	山本恒道	副主査	森本洋子
	委員	田原隆雄		尾川直行
		津島 誠		守井秀龍
		石原和人		
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	鶴川晃匠		
	参考人	なし		
説明員	市長室長	今脇誠司	ふるさと寄附課長	下山 晃
	秘書広報課長	藤田政宣	危機管理課長	柴垣桂介
	総合政策部長	佐藤行弘	施設建設・再編課長 兼 庁舎建設担当官	平田惣己治
	企画課長	野道徹也	総務課長	石原史章
	財政課長	河井健治	契約管財課長	濱山一泰
	日生総合支所長	星尾靖行	吉永総合支所長	金藤康樹
傍聴者	議員	立川 茂	山本 成	星野和也
	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

午前9時31分 開会

○山本主査 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席は7名全員でございます。定足数に達しておりますので、これより予算決算審査委員会総務産業分科会を開会いたします。

本日の委員会は、議案第96号のうち、市長室、総合政策部ほか関係の審査を行います。

それでは、直ちに本分科会の所管部分の審査を行います。

21ページの2款地方譲与税から行います。

何かありませんか。

○尾川委員 自動車重量譲与税が昨年に比べたらふえとんですけど、増額理由を教えてください。

○河井財政課長 自動車重量譲与税、昨年度に比べまして350万円程度増額の決算となっておりますが、こちらのほうは国から譲与される全体の譲与額が上がったためということになっております。交付の基準についてはそれぞれ自動車重量譲与税収入の1000分の407という基準で交付を受けております。

○尾川委員 国から全体が上がるということはどういうことなんですか。

○河井財政課長 基本的には、ある程度自動車の売買がよかったという結果ではないかと思われまます。

○尾川委員 台数なんかは把握できとんですか。

○河井財政課長 台数は把握できておりませんが、全体の金額としまして日本では2,644億円、27年度は全国へ譲与されております。ただ、先ほど申し上げましたとおり自動車重量税の収入額の1000分の407、それから市町村道延長の2分の1、市町村道面積の2分の1、こういった基準をもとに算出されておりますので、国からこの基準によっていただいている状況でございます。

○尾川委員 備前市としても顕著にそういう傾向にあるのは把握できとんですか。28年度、要するに景気の状況がどんなのかという聞きよんですけどね。今は、27年度はそういう結果になっとんですけど、27年度から28年度までのそういった動きがどういうふうになっとんかがちょっと気になる場所なんで。

○河井財政課長 全体的な動きとしましては若干下がり傾向、28年度の譲与額の総額についても27年度と比較しますと全国レベルも若干ですけれども下がるという見込みがございます。ほぼ横ばいぐらいでは推移していくのではないかなという予測は持っております。

○山本主査 ほかによろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、下の利子割交付税で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、配当割交付税。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、22、23ページの5款株式譲渡所得割交付税で何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、地方消費税交付金で何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ゴルフ場利用税交付金で何か。

○尾川委員 備前市内ではゴルフ場が1カ所あっただけじゃと思うんですけど、もう廃業したということなんで、今後はもう入ってこんという解釈をしたらええんですか。

○河井財政課長 28年度に最終清算をされたものとして若干端数的なものが収入されますが、それ以降につきましては全く入ってこなくなるというものでございます。

○山本主査 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、下の自動車取得交付税で何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、地方特例交付金で何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、地方交付税で何かございませんか。

○尾川委員 9月補正のときにもお聞きしたんですけど、一番気になるところが収入で、今ゴルフ場の利用税にしても800万円近くの金が減ってくるということなんですけど、今後、いろいろかなり減額するんじゃないかという感じがして、財政当局は、補正で特別交付税が9億5,000万円ぐらい期待しとるということで、予算ベースで計算してみたら補正の額を入れても1億7,000万円ぐらいの減額になると、来年の予算も絡めてかなり厳しいというふうな見方をしとかにやいかんということなんですか。

○河井財政課長 先ほどのゴルフ場利用税交付金は基準財政収入額からその分減るということになりますので、普通交付税としてはその減った影響で逆に交付される増加要因ということになると思います。

それと、今後の見込みとしまして、現在合併算定がえ3年目ということでございますけれども、合併後の一本算定ですね、10年経過するまでの間、それから延びていておりますけれども、そちらのほう若干面積とか支所の経費とか、そういったもので以前想定していたものよりも戻ってきております。

そう考えていきますと、ふえる要因は逆にはないんですけども、大きく落ち込むという要因もちょっと少なくなってきたという状況ではございますが、財政当局としましてはやはりどうしても厳し目の見方をしていくスタンスになるかと思っております。この9月補正で増額させていただいたときにも人口減少の影響が大きく出るのではという想定をしておりましたけれども、急減補正によりまして余りそちらの影響が大きく出なかったという状況にはなっております。ですか

ら、29年度につきましても大きな減額要因はないというふうに、今のところ財政サイドとしては見ております。

○守井委員 地方交付税がいわゆる合併算定がえによって1割から10割まで減額される予定というような財政運営だろうと思うんですけど、今3年目という話が出ていましたけど、この27年度は初年度になるんじゃないかと思うんですけど。ことしの28年度は2年目というような形になるんじゃないかなというような形で思っておるんですけど、その点いかがですか。

○河井財政課長 失礼いたしました。29年度で3年目に入るという、委員御指摘のとおりでございます。

○守井委員 それで、26年度の決算を見比べてみたら26年度が70億円ぐらい、27年度が72億円というような形で、先ほど基準財政需要との関係でふえたというような表現もあったかと思うんですけども、結局当初の合併算定がえで下がっていくだろうということなんですけれども、その合併算定がえという考え方自体はもう余り考えなくてもよいという状況になっておると考えとってもいいのかな。その辺はいかがですか。

○河井財政課長 合併算定がえの影響は現状で受けております。ですから、算定の中ではマイナスという項目はございます。ただ、一本算定と言いまして、優遇後の算定方法ですね、1市2町を一つのものとして算定したものの数値のほうが逆に上がってきていると。総合支所等の経費、消防の経費とか、そういった形の追加で地方六団体等の国への要望とか、交付税の戻しという改善ですね、こういったものの働きかけによってそちらのほうが上がってきております。ですから、最終年度を待たずして一本算定というものに追いついてしまうと、もうそこから先は減額がなくなるという形になります。ですから、それまでの間幾らかその減額の影響を受けていくという形になっております。

○守井委員 算定がえに伴っていろいろ条件も変わってきておるといようなことで、見通しのよい財政運営をよろしくお願ひしたいと思います。地方交付税についてもよく研究していただきたいと思ひますので、お願ひいたします。答弁は結構です。

○山本主査 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次の26、27ページの使用料及び手数料。

○石原委員 27ページ、総務使用料のうち総務管理使用料なんですけれども、行政財産使用料、説明ではこの中の一部という注釈がついておるんですけども、一部についてどういうものが該当するのか御説明いただければと思ひます。

○野道企画課長兼人口減対策監 行政財産使用料のうち一部の内訳でございせんが、地下管路といまして光ファイバー等を引いております。そちらを埋設したものを貸し付けているのがございまして、こちらが8万5,080円となっております。こちらは吉永のJRの地下あたりを使っているというものでございせん。

○柴垣危機管理課長 行政財産使用料の一部ですが、市営日生駅前駐輪場の防護柵、フェンスに

地図看板を取りつけるということで、使用が12月から発生しましたので4カ月間の使用料ということで360円を歳入しております。

○星尾日生総合支所長 日生総合支所のほうは、このうちの54万2,080円が管轄であります。1点は支所裏の職員駐車場であったところを栄町町内会に貸し付けて駐車場としての使用料が53万6,760円、それと浜山干拓地に企業誘致いたしました東海シープロ株式会社の配水管の施設の使用料として5,320円、合計54万2,080円でございます。

○濱山契約管財課長 契約管財課関係では、NHK岡山放送局のお天気カメラを旧アルファビゼンの屋上に1基設置しております。その金額が2,430円でございます。

○山本主査 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、
次の28、29ページ。

○石原委員 29ページの教育使用料のうち社会教育使用料なんですけれども、美術館使用料として152万570円が計上されており、こちらも一部となっております。この一部について御説明いただければと思います。

○藤田秘書広報課長 備前焼ミュージアム入館料の今年の10月から3月までの分が151万300円ということでございます。

○山本主査 いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、28から31ページ、使用料及び手数料で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、32から35ページの国庫支出金、国庫補助金で何か。

○石原委員 32、33ページですが、国庫補助金のうち地域振興費補助金ですけれども、地域住民生活等緊急支援交付金についての御説明をお願いします。

○河井財政課長 こちらは昨年度からの繰越事業になります。プレミアム商品券が6,779万3,000円、それと9号補正で行ってございました事業の地方創生先行型が6,418万4,000円、合わせて1億3,197万7,000円というふうになっております。

○山本主査 よろしいか。

ほかに、35ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、36ページから37ページ、国庫支出金、国庫補助金で何か。

○尾川委員 消防費国庫補助金。備考欄に何も書いてないんですけど、何のことじゃろうかな。説明をお願いします。

○柴垣危機管理課長 こちらは防災行政無線の周波数有効利用促進事業費補助金なんですけれども、表記をしておりますが、全額が28年度の繰り越しをした防災行政無線の事業でございます。

す。

○尾川委員 昨年はがんばる地域交付金というのがあって、東備消防のデジタル事業というのがあったんですけど、それとはまたこれは違うということですか。

○柴垣危機管理課長 こちらは備前市が単独でつけております防災行政無線のデジタル化でございます。そちらに対する事業の補助金ということでございます。

○尾川委員 東備消防のデジタル化事業は、もうこれは済んだということですか。

○柴垣危機管理課長 事業としては済んでおりまして、26年度で分担金ですか、東備消防に出しておりますものですが、26年度で終了して、27年度分はその分が減額されております。

○山本主査 よろしいか。

それでは、下の国庫支出金、国庫委託金で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、40、41ページの県支出金、県負担金で何かありませんか。

○尾川委員 安全対策費の補助金で防犯カメラの関係なんですけど、27年度の台数を教えてください。

○柴垣危機管理課長 27年度は49台でございます。ただし、3カ所については補助対象から外れておりますので、補助金の対象になりましたものは46台ということになります。

○尾川委員 補助対象から外れるというのはどういう意味なんですか。

○柴垣危機管理課長 こちらのほうですが、門扉等で閉鎖される敷地内でのカメラの設置というものは補助対象から外れるということで、久々井の温水プールと運動公園の体育館の敷地に立てましたカメラについては対象から外れました。

○尾川委員 その根拠は。不特定多数の人が入るような気がするんですけど、公道、公の道とは違うという判断なんですか。

○柴垣危機管理課長 お見込みのとおりだと思います。

○尾川委員 それから、いろいろ設置されとんですけど、それを言うことがええんか、隠したほうがええんか。ただ防犯カメラの問題で議員からの意見というのはやっぱり優先順位をつけて、それは担当者を疑うとかじゃあないんですけど、前に問題になったのが学校の前のあたりの防犯カメラの設置についていろいろ議論があったんですけど、そういう面からしたらちょっと設置場所というのをある程度教えてもらえたらなと。要するにこちらもある程度の情報持ったりすれば自分で判断したりするんで、そういう考えをどういうふうな基準で、警察の指導だけでいきよんか、それとも市の判断でいきよんか、地域の要望で進めとんか。その辺ちょっと説明いただきたいと思うんですけど。

○柴垣危機管理課長 26年度、27年度の防犯カメラの設置につきましては、備前警察署の要望箇所というんですか、特に軽犯罪等が多かったと思われる場所に設置をしております。28年度の事業につきましては、各地区の代表の方と相談をしながら要望箇所へ設置をしております。

それから、設置箇所については備前市のホームページのほうで場所等を掲示しております。

○尾川委員 それから、行政施策評価シートに防犯カメラについては維持管理の事業を追加するというふうな、これは来年度なんですけど、設置してからまだ日が浅いのかどうか、その維持管理事業を追加するということは結局それだけ傷みが出てきとるというふうな解釈なんですか。

○柴垣危機管理課長 データを収録しておりますSDカード等の取りかえ作業を26年度からしておりますので、その交換が今後必要になってくる。それから、年によれば修繕等が必要になってくるであろうという予想でございます。

○尾川委員 何か新聞なんか見たら、今後は県の補助がないような読み方ですけど、担当の人はそう読んでないかもわかりなんですけど、何か大分予算をへずって、今は2分の1じゃったと思うんですけど、そのあたり2分の1が外れても今後まだどんどん台数はふやしていく計画なんですか。

○柴垣危機管理課長 28年度で県の補助事業は終了いたします。ただし、今後については、備前市としては単独で設置を要望していきたいと考えております。

○尾川委員 ダミーでつけていくのも一つの方法かも知れませんが、その有効活用、事件があって早期解決につながるというふうなことなんだろうけど、そのあたりの防犯カメラの維持は書いてあるけど、そのあたり犯罪防止効果を高めるということだけなんですけど、今後の防犯カメラに期待するところはどういうところに置かれとんのですか。

○柴垣危機管理課長 やはり犯罪の抑止と捉えております。

○尾川委員 抑止ですけど、犯罪の件数というのはこれ別に数値的には出とらんなんですけど、そういう効果はかなり上がると判断しとんのですか。

○柴垣危機管理課長 件数がどうだっという資料はちょっと持ち合わせておりません。申しわけありません。（後刻答弁あり／P15）ただ、警察とのやりとりで、最近は頻繁に見に来られることもあり、内容によってはそれが犯罪の防止のほうにつながっているというふうの確認はしております。

○山本主査 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、44、45ページの県支出金、県補助金で何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、44、47、県支出金、県委託金で何かありませんか。

○石原委員 県委託金の総務費県委託金なんですけれども、基幹統計費委託金がございます。このうちの国勢調査委託金1,643万1,328円となっておりますが、当初の見込みでは1,906万円であったようです。この類いの委託金がどういう基準、規定をもって金額が決定されるのか。この流れといいますか、基準、規定について御説明いただければと思います。

○野道企画課長兼人口減対策監 こちらの基準に関しまして、ちょっと申しわけございません、手持ちの資料にございません。また後ほど報告させていただきます。（後刻答弁あり／P15）

○山本主査 後ほどお願いします。

それでは、48、49ページの財産収入、財産運用収入で何か。

○尾川委員 片上埠頭出資配当金についてお伺いします。これは25年ぐらいから102万円、同額が継続しとんですけど、まず算出根拠を説明してください。

○石原委員 片上埠頭出資配当金につきましては、備前市は51%を出資しております。持ち株数といたしましては2万400株、その株数に対して配当50円ということで102万円の配当金収入ということでございます。

○尾川委員 全然動きがないんですけど、要するに耐火物の原料輸入、あるいは製品の輸入等があるんだと思うんですけど、そのあたりの状況というのはどんなですか。まあ27年度まではよかったんかもわかりませんが、よかったらもうちょっとふやしてもらわんとというようなことは考えては。現況と、それからそういった対応というんか、配当金の株主総会に出られると思うんですけど、どんな状況なんですか。

○石原総務課長 業務内容といたしましては、県の港湾施設の維持管理及び管理運営業務を委託しております。土木費の港湾管理費に委託料を計上しているところではありますけれども、特に26年度、7年度において大きな動きがあったというふうには伺ってはおりません。

○尾川委員 そしたら、扱い量とこの配当金というのは余り連動せんというふうに解釈すりゃあええわけ。県からの維持管理費が出てということだけで、要するに荷物の出入りが多いとかということ関係なしに県のほうから補助が出るんで、その分担をもらうということだけで考えたらええんですか。

○石原総務課長 毎年そういうふうな大きな動きがあつて配当が変わるという状況は伺ってはおりませんので、内容につきましてはそういった維持管理の運営業務ということで、配当のほうも収益に対して例年大きな動きがないと、例年どおりというふうに理解しております。

○尾川委員 私の解釈では、あそこの港湾を使うという量によって利益が出てくると。その利益に基づいて株主総会で配当決定するということになると思う。ということは、今耐火物がどの程度の現況なんかということを把握して、まあ耐火物だけに限定せんと思うんだけど、そういう感覚じゃねえん。そしたら、もう要するに県から固定的に何%か出資しているんだからそれに対しての配当だけで、別に景気の状況も関係ねえという解釈でええわけ。

○石原総務課長 最終的にはそういった景気の動向というのは当然あると思いますけれども、それに左右されるほどの配当に影響はなかったというふうに理解をしているところでございます。

○尾川委員 これがなかったら市民の福祉向上もできんわけ。この収入をどう確保するかということで決算でも触れさせてもらよんだけど、予算立てる上でこんなようなのがどんどん下がっていくようじゃあ、まあそれは今地方交付税がふやしてくれるからええわという安気な考え方もあるかもわからんしね。それじゃあいいけん、やっぱり投資しただけできるだけもらう分ばあじゃなしに自分たちで稼ぐやつを考えんなら、いつまでたっても限界があるんじゃないかと思うて、ようこれの関心持って、埠頭開発が、もっとあそこで荷を出入りしたら雇用も生まれてくるし、配当もふえてくるというふうに考えとったんじゃないけど、そんな考えはのうてもええわけ。

○石原総務課長 備前市といたしましては、この片上埠頭株式会社への出資につきましては、出資団体に対して港湾の荷役業務、それから施設の建設、運営管理、そういった設立の目的に沿って運営をされて、その目的を果たしているというところでの観点で報告などを受けているところでございます。そういった視点で理解をさせていただいているところでございまして、利子や配当に対してのますますの増益を考えていくべきではないかという点での御質疑につきましては、総務担当としましては答弁のほうは控えさせていただければと思います。

○尾川委員 その話をしたら長くなるんじゃないけど、株主の責任がある。市の税金を投入しとるわけじゃから適正な利潤でその配当もいただくべきじゃねえかと言よん。株主も51%というたら物すげえシェアを持つとるわけじゃ。社長だって変えられる、役員だって変えられるわけじゃろう。それを黙って出して、何もせずに、今言ったような目的に沿って、そりゃ利益は出さんでもええんじゃないかというたら言わんけど、そういうように聞こえるが。それではやっぱりこれだけの投資金額、関心持ってその経営というのにも、ブラック企業になってまでせえと言やあへんの、そういう適正な利潤を得られるように市としてバックアップできることをやっていくとか、株主の責任があろう。

○石原総務課長 委員御指摘のとおり、こういった荷役産業に伴って発生する粉じんでありまして、出資者といたしましては地域住民のそういった環境を守ることが大義としてあると思います。所管部署といたしましては、配当を受ける総務課並びにまち整備課とも連携を図って、出資団体としてそういった生活環境を守るでありますとか設立の目的に沿っての運営、今後とも経費節減に努めていただいて、健全経営を目指して安全作業、環境対策に留意していただくことは市としても担当の総務課、まち整備課と連携をいたしまして取り組んでいきたいというふうには思っているところでございます。

○尾川委員 最後にしますけど、別に安全対策するなど、粉じん対策するなど言よんじゃねえですよ。適正な、もっと関心を持って、やはりこれだけの出資をして51%もシェア持つとんじゃから、それだけの対応をしてやっぱり企業というか、埠頭開発という会社も伸びていくように関心を持ってほしいという責任があるでしょうという話で。51%も持つとんじゃから。よそも持たんのんかもしれんよ、持ってくれと言うたって、そんなもんじゃから。まあ、そういうことを言いたかったんだけどね。

○石原総務課長 委員御指摘の御助言のとおり、今後ますます努めてまいりたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○守井委員 利子及び配当金の項目が入っているように思うんですけど、この決算資料の中の財政調整基金積立金利子の2,112万円から上がっているような形になっているんですけど、この基金はどんな形で運用されているのか、わかればお願いいたします。

○河井財政課長 これはその他の基金の利子にも影響はしてまいりますが、現在国債での運用を幾らか行っております。ですから、通常の定期預金等と比較しまして国債のほうの利息なり、それから売買益、そういったもので大きく伸びているという状況でございます。

○守井委員 財政調整基金、これ別の資料を見たら三十数億円になっているんですけど、景気とか国債とかいろんなので約0.7%になるんですけども、0.7%は普通預金よりはかなりいいというようなこと。二、三年前の国債を買われとったというような感じですか。

○河井財政課長 基金運用のほうは昨年度から始めておりますので、当初予算見込みの利息170万円ほど、通常ですと定期預金等ではその程度だったんですけども、後は国債の売り買いですね、そういったところで発生した財源というものを積立金利子として積ませていただいております。

○石原委員 同じく利子で減債基金積立金利子も699万9,417円で、こちらも当初では70万2,000円ですか、そういうような中でこれについても大きな動きがあるんですけども、こちらも先ほどの基金の利子と同様の状況でということなんでしょうかね。

○河井財政課長 委員御指摘のとおりでございます。基金を部分的に一括運用した配当というものを、そのままそれぞれに計上させていただいております。

○山本主査 ええですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、51ページの財政収入、財産売払収入、不動産売払収入で何か。

○尾川委員 物品売払収入の中の書籍冊子売払収入67万5,000円。これは昨年に比べてかなり増額になっとなんですけど、増額理由とその内容について説明していただきたい。

○河井財政課長 予算書を販売しております。昨年度は6セット1万2,000円、1セット2,000円の6セットで1万2,000円を販売しております。これは対前年と比較しても変わりはありません。

○尾川委員 26年度は16万2,000円ほどなんじゃ。それが67万5,000円になっとなからでええふえとるけど、どうしてかなと思って。

〔「生涯学習のほうか」と呼ぶ者あり〕

入っとなか。ほんならよろしい。

○山本主査 生涯学習課とまち整備課分が入っとなようです。

それでは、50から53ページで寄附金、寄附金、一般寄附。

○津島委員 ふるさと納税ですけど、当初予算が2,000万円で補正が27億8,000万円。まあ、こんな予算は見たことねえですけど、来期は何ぼぐれえを見とんでしょうかな。

○下山ふるさと寄附課長 ここで27億円を超える金額が上がっておりまして、委員言われますように当初2,000万円から一気に28億円まで上げたということがございます。28年度でございますが、当初予算は18億円でございます。以前の委員会でも言いましたけども、昨年と同額程度で推移しておりまして、10月末も昨年と変わらない金額の寄附をいただいております。ですから、今の私どもの見込みといたしましては去年同程度で来るのかなというふうには思っておりますが、何分にも、ことし全体では新聞報道によりますと今までのふるさと納税の寄附金が昨年の1.5倍になっているということが出ております。そうなりますと、うちもふえてい

るのかなというんじゃないしに、イコールでございます。それはやっぱり大きな要因は熊本の支援で、早くから寄附をされた方がたくさんおられるというのが1点上げられます。それともう一点が、全国的にふるさと納税というのを各自治体が見直しまして、新たに始めたところ、新たにというのが返礼を始めて寄附を集めるという方策をたくさんとってきました関係で、ばらけているのかなというふうに考えております。そういう要因も含めまして、去年よりはちょっと厳しいかなということで、12月に補正をさせていただく予定でおります。今現在では20億円は超えるだろうというふうに考えておまして、今策定中でございます。以上、そこまでしか考えておりません。

○津島委員 私はこの新聞見て言よんですけどな、寄附を受ける自治体からも評判がええ、備前市からも評判がええ、ばらまきもできるし。だけど、たとえ寄附がこの半分ほど返礼品に費やしたとしても、残りの半分は手元に残るから人気があええんですわ。せやけど、それには隠れた犠牲者がおる。何でというたら、寄附した人が住んでいる自治体は犠牲になつとるわけですな。それから、今の備前市みてえにほくほくの地方自治体も、これはしよせんよその自治体の税を奪うための智慧の絞り合いでしかねえと。それから、これは片山善博さんの意に同感じゃから言よんじやけど、世の中にはおれおれ詐欺のように他人の金を奪い取るためにさんざん智慧を絞っているやからもおると。自治体も全く同じで、よその自治体の税を奪うために智慧を絞っている姿は余りに情けなくて物悲しいと、どうも私も同感しております。恐らく総務省の愚策じゃと思いますけれど、備前市も勧告受けとるようなことはないですか、ぎょうさん集めて。勧告は受けていませんか。

○下山ふるさと寄附課長 国のほうから、たくさん集めているから勧告を受けとるという意味合いではなくて、前も申しましたが、資産性のあるような商品が上がっていますよ、その辺は見直しませんかと、どうされますかということでの指導は受けております。金額ではないと思います。ですから、金額でどうこうというのは総務省のほうからはありません。

○津島委員 それは返礼品のことですな。

○下山ふるさと寄附課長 返礼品のみでございます。

○津島委員 まあ、返礼品のところで言おうか。おもしろうてやがて悲しきふるさと納税というて見出しに載っている、自治体間の奪い合いとか、ふるさと納税のことを他人のふんどしで恩返しというて、この片山さんはなかなか厳しいことを言われておりますから、よう担当者もふるさと納税には気をつけて事業をやっていただきたいと思います。

○下山ふるさと寄附課長 十分理解して頑張っていきたいと思います。

○田原委員 私もふるさと納税について若干お尋ねします。

まず、2,000万円が27億円。大変その努力は可としたいと思います。26年度の実績3,100万円が一気にこうなったというのは、それなりに備前市の魅力があったからじゃないかと思うんです。そういう中で、やっぱり大きな木には大きな風が来ますんで、恐らく全国からの問い合わせなり視察もあるかもしれません。それで、要綱を見てみると、要綱を27年に1

回、28年、都度3回ほど要綱変えているんですよ。その要綱の改正によって恐らくふえたんじゃないかと思うんですが、どこをどういうふうに変えられたのかお教えてください。

○下山ふるさと寄附課長 まず、要綱といいますか、26年12月末まではふるさと納税をしていただいた方に一律で返礼品を送っておったというものから、27年1月よりポイント制に変更となりました。1万円を寄附していただいたら1ポイントを提供すると。それに応じまして返礼品を出すわけですが、それにあわせて市内の返礼品を扱う協力事業者を募集し、取り扱いのアイテムをふやしていったらこういうふうになつたというのが1点でございます。それをするがために、当初この推進事業の実施要綱というのをまずつくらせていただいております。

それから、28年4月に当初1ポイントだけだったものを5,000円から0.5ポイント与えますよという改正をさせていただいております。それと、協力事業者の中に、4条の2項を若干変更しております。市内協力事業者または市長が特典を寄附者に送付することによりというところを若干訂正しております。それから、別表、最後でございますが、通常は49%といいますのは4,900円でございますが、プレミアムというのはありましたが、スーパープレミアムということで市長が定める金額に登録ポイント数を乗じた金額ということで新たにつけさせていただいておるのが改正でございます。

○田原委員 わかりました。

この3点の中で、市長から送付する特典の内容は何ですか。

○下山ふるさと寄附課長 これは27年の決算ではございません。28年度からでございますが、以前にもありましたサーフェスがこれに該当いたします。

○田原委員 じゃあ、これは27年度には反映されてないですね、これは。

○下山ふるさと寄附課長 はい、それは28年4月1日に改正をしておりますので、今回の実績には関係ございません。

○田原委員 これは例のマイクロソフトのやつですな。

○下山ふるさと寄附課長 さようでございます。

○田原委員 ほかにこういう特典、ほかの企業はありますか。

○下山ふるさと寄附課長 もう一点、アイスクリームがございます。

○田原委員 どこですか、企業は。

○下山ふるさと寄附課長 ストライプインターナショナルと申しまして、包括協定を結んでおる会社でございます。

○田原委員 先ほど言うたように大きな木には大きな風が吹くんですわ。それで、やっぱりアイスクリームなら市内のどっかの商店か何かに卸して、そこから出すようにはならないのですか。心配するんですけど。

○下山ふるさと寄附課長 それは私どもも重々承知で、交渉に行かせていただきましたが、代理店契約を結ぶことができないと。あくまでも店舗でしかやらないという方針のようございまして、残念ながら市内で取り扱うことができないことから、やむなく今の形になっております。

○田原委員 きょうは27年度決算だから深くは言いませんけども、商取引にはバックマージンとかいうのが当然つきものですわ。それで、要するに市長が特典したものだということになると、その辺のことはどうなるのかなという心配をしているんです、正直ね。それであえて私はこういう言い方をしているんですが、そういう心配はありませんな。

○下山ふるさと寄附課長 それはあくまでもこの要綱にあわせておりますので、市内の事業者と同じようにやらせていただいております。

○田原委員 答弁になってないけど、まあいいです。

それでは、要綱の第5条の市内協力事業者の承認についてということで、いろいろ調べてみると、申請をして、その事業所なり商品を精査して決めるということになっているんですが、ふるさと納税ということになると大体特産品をもって、その特産品がその町の顔になるかならんかということを選定して、それじゃあこれを扱うお店はどうですかというような形が大体ルールです。この参加申請のチェックはどなたがされるんですか。

○下山ふるさと寄附課長 事業所の決定並びに品目でございます。事業所の決定は、まず資料を出していただきまして、そこが実際のこの要綱に合うのかどうかを審査させていただきまして、物に関しましても同様にそのお店が取り扱っておるもの、並びに備前市としてあげてもいいものかどうかということで判断をいたしまして、課長決裁をしております。ただ、金額でございますが、レギュラーポイントであればよろしゅうございますが、プレミア以降になりますと市長決裁として内容を決定させていただいております。

○田原委員 特定の物については市長まで上がるけれども実際課長のところで決裁しているということですか。

○下山ふるさと寄附課長 仰せのとおりでございます。

○田原委員 27億円、つまりその半額、約13億円幾らを商品として決定するわけでしょう。決裁権、普通の業務で物を買うたりするのには、幾らまでは係長決裁、幾らまでは課長決裁、部長決裁、市長決裁というのがあります。これはその課長が13億円のものを購入する、随契の決裁と同じなんです。ようチェックせんと、怖いよ。どう思われる。随契と一緒になんよ、何ぼかものを買いましょうという決裁を、その決定権をあなたが握っているということ。それで、相手と契約なんか結んでいるん。この要綱でいくとただ向こうが出してきた申請書を決裁するだけなんでしょう。

○下山ふるさと寄附課長 この要項で、承認しましたという証明書じゃないですけども出させていただきます。今委員言われるように、商行為の契約じゃないかということでございますが、これはあくまでもそれを選ばれるかどうかというのはわからない部分がございますよね。市がお金は払いますけども、あくまでも来るかどうかわからない商行為での決定という。あくまでも要綱に見合っってその事業所を認定するわけでございますから、当然非暴力団と申しますか、警察等にもそういう団体になってないということを問い合わせさせていただきますし、それなりの審査はさせていただきます。ただ、支払いをするときに、やっぱりその金額によりまして決裁は

最高市長まで上がっていくということにはなるかと思えます。

○田原委員 これ特約店契約と同じだと思うんです。以前聞いたと思うんよ、私も詳しいことはわからんけども、この実績を見せてもらおうと億単位の仕入れ、はっきり言って市がどうぞ、そこに買うて下さいということをおあなたが決定しとるわけです。それはほかの業者が入れない、まあ入れるんだらうけども、いつか自転車屋の話をしたらそこの支店しかありませんと言ったけども、市内にも自転車屋はいっぱいあるしね。やっぱりそういうところから苦情が出んかな、大丈夫かなという心配をするわけ。こういう品物がよう売れていますよというんなら、やっぱりそういう情報も出してあげて、しなかったらやばいなという心配から言ようるんですわ。その辺の工夫をしなかったら、やっぱりねたみというものがあるからね。それから、大きな木には大きな風が当たるんじやから、その辺よう気をつけんと大変になると思う。そやから、何らかの契約をするなり、公平性を言われたら逃げられないことになるんで、その辺をよく気をつけてください。いかがですか。

○下山ふるさと寄附課長 委員の言われることもよくわかります。ただ、市といたしましては募集期間を締め切つとるというものでもございませんし、あくまでもオープンで、いつでも来ていただければ御説明もさせていただきますし、参加は、品目にもよるかと思えますが問題なければ事業者になれるということでございます。

それから、4月以降にも委員さんの御指摘もございまして、他の自転車屋さんとか電気屋さんにも行かせていただいて御説明をさせていただきました。ただ、やっぱりその輸送方法だとか組み立てというんか、こん包ですね、そういう部分で非常にやっぱりなかなか厳しいことがあるということで、営業に行かせていただいて出されたところもございませんし、もう御遠慮する、ちよっと考えるというところもございません。

そうならないように今後もやっていきたいというふうには思います。

○田原委員 まあ、気をつけてください。

それから、資料要求をしていたんですが、その中で返礼品のリスト、それから事業所ごとの返礼品の内容をお願いしています。件数が多いということで閲覧用が事務局へ出ているようですけども、口頭で結構ですから主なものを教えてください。

○山本主査 歳出のときに。

○田原委員 そしたらもう一点、それは歳出のときに聞かせてもらおうとして、これは税務課かもわかりませんけども、市民から外へ出た税、これは関連があるからつかまれとんじやろう、一遍言われたね、それを教えてください。

○下山ふるさと寄附課長 速報値をおっしゃっていただいておりますが、何か変わっているというふうにお聞きしております。私どもは詳しい数字を持っておりません。

○田原委員 おおよそで結構です。ああ、もらっている、いい、いい。もう結構です。

もう一点。このふるさと納税ができたときに、市外の職員の多い備前市ではその職員さんにもぜひふるさと納税、市外からの人たちにしてもらってくださいということをおもたびたび呼びか

けたと思うんですが、この27億円の中で市外の職員さんがしてくださった人数と金額を教えてください。

○下山ふるさと寄附課長 去年は件数が多過ぎて集計ができておりません。（後刻答弁あり／P25）

○田原委員 わかりました。ぜひ精査して教えてください。お願いしておきます。金額よりも大事なことです。

○山本主査 ちょっと区切りがついたようなので、休憩します。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○山本主査 休憩前に引き続き、分科会を再開いたします。

○田原委員 ふるさと納税でもう一点だけお願いします。

市民が備前市にふるさと納税をした件数がわかれば教えてください。

○下山ふるさと寄附課長 提出させていただいております都道府県別のふるさと納税の実績というのがございまして、その中、真ん中より若干下で岡山県のうち備前市、個人と企業というふうに分けさせていただきまして提出させていただいております。

〔「ありがとうございました」と田原委員発言する〕

○柴垣危機管理課長 尾川委員から御質問のありました防犯カメラの設置の中での犯罪件数の推移についてでございますが、犯罪全件数ではなくてその中の軽犯罪数なんですけれども、平成25年が435件、26年が340件、27年が298件というふうに微少ですけれども徐々に減ってきております。ただ、この減少についてですが、防犯カメラを設置したことによるというような因果関係があるかどうかというのはちょっと不明となっておりますが、ただ設置をしたということについての犯罪抑止はあるのではないかとというふうに分析をしております。

○野道企画課長兼人口減対策監 石原委員からお尋ねになられました47ページの国勢調査の委託金につきましてですが、実際に支払いました実績に基づきまして県から交付されるというものでございまして、やはり調査員さん等の報酬とかが重立ったものとなっております。

○石原委員 実績に基づいた報酬ということなんですけれども、じゃあ市内の国勢調査にこれだけ経費がかかりましたというのを県に届け出をして、それに対して100%交付されるとの認識でよろしいですか。

○野道企画課長兼人口減対策監 はい、そのとおりでございます。

○山本主査 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、52、53ページの給付金で教育費寄附金、5節で。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、53ページの歳入、繰入金の特別会計繰入金、三国地区財産管理事業特別会計繰入金で。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、繰入金、同じく特別会計繰入金で、三石財産区管理事業特別会計繰入金で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、繰入金、基金繰入金、財産調整基金繰入金で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、繰入金、基金繰入金、振興基金繰入金で。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、繰入金、基金繰入金、ふるさと備前サポート繰入金で何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、繰入金、基金繰入金でまちづくり応援基金繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

56、57ページの諸収入、市預金利子、市預金利子の一部で何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

諸収入、雑入、弁償金で何か。

○**守井委員** 弁償金40万円ですか、市の側に繰り入れられとんですけど、どういうものでしょうか。

○**石原総務課長** 弁償金でございます。損害賠償金として42万円の収入となっております。こちらは元吉永町長、元日生町長分という2件でございまして、吉永町分としましては36万円の収入、日生町分としまして6万円の収入ということでございます。

○**田原委員** 36万円と6万円の件ですが、吉永町長は議会の議決もしたけども最高裁で負けて弁償するというケースです。何とか36万円払ってくれとるわけですね。日生町長の場合は、町の金を搾取した、3,000万円。その人が年間6万円しか払うてないというのはおかしいんじゃないかという声が多いんです。その辺についての実態をどう思われとんのか。やっぱりそれなりの、去年だったか、関係者が亡くなって、その人は自分の持ち分ということで弁償したけども、残額がむしろふえておるといふようなことで大変問題があったと思うんだけど、これはどうなっとるわけ。

○**石原総務課長** 昨年もお尋ねがあった件かと理解しております。御遺族の方にも確認をさせていただき、弁護士とも相談をさせていただいております。御遺族の方のお話につきましては、個人情報にもかかわる部分もありますので、この場でどういう結果でしたということをお知らせすることは差し控えさせていただきたいと思うんですが、もともと法的には連帯責任を負うということで、元日生町長に対しての請求というものは連帯での請求ということで、その請求額自体が変わるものではないというふうにお亡くなりになられる前も後も変わってはいないということをお答えさせていただきたいと思っております。

○**田原委員** それは共同正犯ということで3人の責任になっていきますけど、それなりにその方の

持ち分は弁済されとるとのことなんで、それはやっぱり行政として何らかの救済というか、重みだけは取ってあげるべきじゃないかということを含めて、わずか6万円しか払ってもらわずに毎年5%の延滞金という、金額がふえていっとなんじゃ、実際は。そういう中でやっぱりいい話をしてあげるべきだというふうに私は思うんです。それであえて触れさせてもらいました。

○石原総務課長 今後も粘り強くという部分も含めまして、今委員からもお話がありましたように多面的に捉えて、顧問弁護士とも相談をしながら検討を進めたいというふうに思っております。

○山本主査 それでは次に、58から67ページ、諸収入、雑入、雑入、別紙で何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、66から69ページの市債で何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、歳入全体で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、歳入を終わりにして、歳出、72ページから77ページで総務費、総務管理費、一般管理費。

○津島委員 使用料及び賃借料。事務所借上料と職員住宅借上料の内訳を説明願います。

○藤田秘書広報課長 事務所借上料につきましては、東京事務所の借り上げ分でございます。42万2,280円そのままでございます。

○石原総務課長 職員住宅借上料につきましては、県の東京事務所並びに市の東京事務所、大阪事務所に係るものでございます。県の東京事務所につきましては年間104万4,000円、市の東京事務所につきましては159万6,000円、大阪事務所につきましては78万円でございます。

○津島委員 事務所での仕事は主に何をされとんですかな。

○藤田秘書広報課長 細かいことは控えてはないんですけど、毎月半期ごとに業務報告、業務日誌等をいただいております。その中で主なものにつきましてはやはり中央官庁等でいろんな情報収集をしたり、県とのやりとりもありますしといったところでしょうか。

○尾川委員 東京と大阪事務所の経費を明確に、人件費を含めてちゃんと数字で見せてもらいたい。通うよりは常駐したほうが小回りがきくというのがあるかもわかりませんが。市の考えで、執行部の決定で動きよんですけれど、何かの成果が上がるとかというのもちよっと疑問な感じもするんで、資料をもろうてくれたらええんですけど、委員会として。

○山本主査 出せますか。

○石原総務課長 後ほど御用意させていただければと思います。

○山本主査 よろしく申し上げます。

○尾川委員 県の事務所なんかも古く老朽化して閉めようかといううわさもあつたんですよ。それは新聞で見たんですけど、そういうところの対応も何か考えとんかなと思うんですけど。そん

な話も聞いたことがあるんですが、そんな情報があるん。

○佐藤総合政策部長 県の大阪事務所が移転するかどうかということについては、承知しておりません。

○尾川委員 一遍その辺の情報もとって、営業所というか支所が必要なのかどうかも今後よう検討してやらんとおえんと思います。

○下山ふるさと寄附課長 昨年、私は東京へ行っておりまして、今委員が言われたようにそのい
いかわるいかというような部分ありますが、実際1年行ってみまして、効果がないことはありません。やっぱり中央官庁といろんな部分でのパイプができますし、情報として実は私も役所から一日も早くこういう資料が欲しいということで、国から県へ出る前にそういうデータもいただけるようになります。それから、以前お話したかどうか覚えていませんが、こういう補助金がないかということで県へ問い合わせたところ、ないというお答えがあるにもかかわらず、再度私のほうが直接省庁のほうへ出向いて聞きますと、あるということで実際にそういう補助をいただいた案件もあります。それから市の事業者が直接国へ出向きたいというような御相談がございまして、こちらでアポをとり、担当課長に通しますと、やっぱり丁寧に教えていただきまして、物づくり補助金という大きな金額を備前市内で2件の補助金をいただいたという実績もございまして、ですから、顔を広めるという意味も含めまして、やっぱり効果がある、その金額に見合った分があるかどうかということになりますとなかなか数値としては上がってきませんが、あくまでも東京事務所のお話しかできません。ただ、岡山県の東京事務所へ行つとる職員ともいろいろ話をしますと、企業立地のやり方だとか観光の仕方だとか県のやり方と、それからよその県並びに市町村のやり方というのをやっぱり2年間で持ち帰っております。人間関係もできておりますんで、その辺はしっかり御理解いただければと思います。

余談ですが、以上です。

○尾川委員 私は別に行くと言よんじゃねんです。要するにやり方が、固定費がかかるやつを、大変だけど日帰り出張にするか、あるいは向こうでホテル泊まるとか、そういう方法でも情報とれるよと、やり方の問題だということと言ようわけで、決してそういう情報をとるな、行くなという意味じゃないですよ。仕事の仕方の提案で、今の選択は宿舎を構えて事務所を構えてやつとる効果があるという判断しとんじやろうと思うんじやけど、そればっかし言ようといつか経費節減せにやいけんときには、まあそのときはそのときでやりゃあええのかもしれないけど、体力のある間にきちっと方針を決めていかんとなかなか。そりゃおったほうがええ、会社でもそうですがな、東京営業所、名古屋営業所、大阪営業所、九州営業所もあるわけです。だけど、やっぱりメンツだけじゃいかんときがある。じゃから、ただ意見としての話で、そういうことをどのくらいかかって、そういうコストを考えながら、やはりこっちから出張で行くんか、行かんのかというのは考えてもらいたいということと言ようわけです。

○佐藤総合政策部長 委員がおっしゃられましたように、その有効性、必要性、それから経費節減にあったときのそれをどうするかということについても、これは慎重に判断しなきゃいけない

ときもあると思いますが、そのときには慎重に判断したいというふうに思います。

○田原委員 そうなんです。何もだめじゃと言ようらへんわけです。そんな仕事のために国会議員がおるわけじゃから、その辺の利用の仕方も含めて、そりゃあ自分ところでやるのは、それはいいかもしれんけど、うちは岡山県の備前市なんよ。その辺のこともよう考えて判断してほしいなということを私のほうからも。並びに資料要求も委員長、ぜひしてください。

○山本主査 よろしくをお願いします。

○津島委員 課長は東京事務所の経験者じゃからよう知っとられると思いますけど、権限というものはどこまであるんでしょうかな。

○下山ふるさと寄附課長 権限といいますのはどういう意味合いでございましょう。

○津島委員 さっきずっと課長が例を言われようたことについて判断できるんじゃないろうか。課長で判断できるんじゃないろうかなという質問をさせていただきよんですわ。

○下山ふるさと寄附課長 権限と申しますのは、東京事務所で決定することというのはほとんどないかと思います。あくまでも各課の出先ということで、顔つなぎと申しますか、間をつなぐということが大きな意味合いになります。ですから、例で申しますと企業誘致で本社が東京にあるということでこういうお話を持っていってくれんかとか、それから国会議員さんとか国のほうからの資料提供だということで、東京事務所で決断というようなものはほとんどございませぬ。支払いに関しましても向こうでどうこうというのはございませぬので、秘書広報課のほうでやっておりますので、支払い書を回すということもございませぬ。ただ、それなりの分でこういうことで決断してくれと言われるような案件が、それは全然ゼロかというのはありませんが、私の行っておるときの決裁の範囲内というふうに認識して行っておりました。

○石原委員 73ページです。報酬のところ当初予算の段階ではかなり重要そうな名目の審査会、審議会の委員の方の報酬が計上されておったんですけども、例えば市情報公開及び個人情報保護審査会委員報酬、それから同様のことについての保護制度運営審議会委員報酬、それから特別職報酬等審議会委員報酬が決算では姿が消えておるんですけども、恐らく委員会が開かれなかったのかと推定はできるんですけども、開かれなかった、報酬が支払われなかった理由と、それからそのことで何か影響はないのかということについて見識をお聞かせいただければと思います。

○石原総務課長 まず、市情報公開及び個人情報保護審査会委員報酬、当初予算では10万4,000円計上があります。あわせまして、市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会委員報酬5万2,000円につきまして、当初予算でございませぬが、決算には上ってきておりませぬ。結論は開催がされていないということになります。

この2つの委員会の設置目的でございませぬが、まず保護審査会のほうにつきましては情報公開事務の管理権の保障と個人情報保護を目的として設置がされております。係る案件がなかったというところございませぬ。もう一つの運営審議会につきましては、情報公開制度の大きな制度改正が伴った場合にこのような委員会を開催させていただく趣旨でございませぬ。必要に応じて開催

されるというところがございますので、27年度につきましてはその必要性がなかったということでございます。

あと、加えまして、特別職報酬等審議会委員報酬につきましても開催がなされておられません。こちらは市長の諮問に応じて開催がなされるものでございますが、そういった諮問がなかったということでの開催がなされておられません。

○石原委員 それから、その下ですね、職員手当等の欄にさまざまな手当が計上されておるんですけども、可能であればこれらの手当についてのそれぞれの基準とございますか、規定等について一覧のような資料で御提示いただければと思うんですけども。

○石原総務課長 いわゆる実務レベルのものになりますが、こういう条例に基づきましてこういった場合にはこの金額を支給するといったダイジェスト版みたいなものが実務レベルで我々持って事務をしております。そういったものでよろしければ後ほどまた御提示ができるものかと思っております。

○石原委員 お願いします。

続いて75ページになるんですけども、委託料の弁護士訴訟委託料962万7,046円とありますが、こちらの内容、内訳等について簡単に御説明いただければと思うんですけども。

○石原総務課長 弁護士訴訟委託料962万7,046円でございます。2件でございます。いわゆる鶴海荘での案件でございます、こちらの費用といたしまして951万2,376円になります。これは勝訴に伴う弁護士委託料になります。

もう一点は、吉永地区の三股地区に対しての案件でございます、控訴を行っております。こちらの費用といたしまして11万4,670円になります。

以上、2点でございます。

○山本主査 ええですか。

それでは次に、76、77ページで総務費、総務管理費、文書広報費で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、総務費、総務管理費、財産管理費で何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、76、79ページの総務費、総務管理費、会計管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、総務費、総務管理費、財産管理費で何かありますか。

○石原委員 財産管理費の委託料なんですけれども、これも当初予算の段階ではこのところに測量調査設計等委託料80万円が計上されておったんですけども、こちらがここで決算で計上されなかった、行われなかったということでしょうけど、その理由をお聞かせください。

○濱山契約管財課長 該当する案件がなかったということです。

○石原委員 そもそもは何に対する測量調査設計委託料でしたかね。

○濱山契約管財課長 公有財産等を測量する際の委託料でございます。

○田原委員 委託料の市有駅はどこどこになっとんですかね。

○濱山契約管財課長 伊里駅と西片上駅と備前片上駅の3駅でございます。

○田原委員 委託管理をしている伊里駅、この間行ったら食堂をやりよったけど、ああいうのはどのような扱い方をされるんですか。

○濱山契約管財課長 その点は、協議にうちのほうが行きまして了承したように聞いております。

○田原委員 市有駅舎ということになっとるから、どういう契約になっとんかなと思うて聞いたわけです。契約書か何かあるわけ。

○濱山契約管財課長 契約書はあります。

○田原委員 指定管理契約になっとるわけ。どうなっているんですか。

○濱山契約管財課長 市有駅舎の管理運営委託料で1年間の契約となっております。

○田原委員 わかっとるけど、そやから、そういう商売をした収入があるのは構わんの、こういう場合はどうなっているのかと問ようるわけ。指定管理というのは物を売ったりするのも、その金額まで管理しとるじゃない。場所は市がどうぞ自由に使うてくださいということになっとんのですかということが質問の趣旨じゃが。

○濱山契約管財課長 後ほど調べて御報告させていただきます。(後刻答弁あり/P25)

○山本主査 お願いします。

それでは次に、78から81ページまでの総務費の総務管理費、企画費、13節、19節の一部を除くとなっております。

○津島委員 81ページ。報償費、記念品等。これはふるさと納税の返礼品だと思いますけれど、12億6,000万円ほどありますけれど、返礼品のうち電気製品は何割ぐらいあったんでしょうか。

○下山ふるさと寄附課長 4月の委員会の資料で、上位15ぐらいを出させていただきました。その中で家電製品も個々に分けて出しておるわけでございます。どこまでが家電製品か、非常に難しい部分がありますが、約12億円のうち家電が7割ぐらいだというふうに考えておりました、8割ぐらいが、やっぱり金額が高いのでそういう割合になってくるかと思えます。

○津島委員 それでは、自転車は何割でしょうかな。

○下山ふるさと寄附課長 自転車は2億1,000万円ほどになりますので、全体でいうたら12億円のうちの2億でございますから、2割弱というふうになるかと思えます。

○津島委員 課長は、市にふさわしい、ほんまの返礼品というたら何じゃと思えますかな。

○下山ふるさと寄附課長 やっぱり一番の大きなものといましては備前焼かなというふうを考えるかと思えます。続きまして、やっぱり海あり山あり、気候のいいところでございますので、それを生かした特産品ということで農林水産加工品と。それから生ものということでブドウ、桃、それからカキというものが大きな目玉商品だなというふうに考えております。

○津島委員 カタログでの電気製品や自転車なんかは備前市にふさわしい返礼品とは私は思うて

おりませんが、そういうことを国から勧告をされているのだと思いますが、いかがですか。

○下山ふるさと寄附課長 考え方がいろいろあるかと思います。各自治体によったらその電化製品であっても市内で製造しているような商品が、こういうをつくっているよというPRも含めた部分での売り上げに貢献するというのはあるのかなというふうに思いますので、国の出ているのが全てだめだというふうには考えておりません。

それともう一点が、もともとうちがなぜ家電等も含めたものを採用したかという原点があるかと思います。あくまでも市内事業者であって農林水産加工品、魚だとかいろんな部分での取り扱っている事業者数はある一定のところに限られると。じゃあなくて市内にはいろんな事業所があるわけですから、そこがふるさと納税の返礼品に参加できるような態勢をとろうということで始まったというふうに認識しておりますので、その辺を考えまして、国の分が全てだめだというふうには考えておりません。

○津島委員 それじゃ、ことしも電気製品カタログなんかを返礼品として実施しているんでしょうかな。

○下山ふるさと寄附課長 引き続きやっております。

○津島委員 それは課長自身の考えでやっとなですか。

○下山ふるさと寄附課長 あくまでも担当課長としてのものというんじゃなくて、私どもの今示させていただいている要綱に違反してないというか。じゃなければ、基本的には。ただ、備前市から出すのにふさわしくないものは、実は申請が若干あったのがゲーム機ですね、そういうものも申請があったわけですが、それはやっぱり好ましくないだろうということで却下したのもございますので、その辺は事業者のほうもある程度の良識を持ってやっていただいているというふうに考えております。

○津島委員 けさほど、ふるさと納税の推進事業実施要綱を拝見させていただきましたが、これは課長のブレインでつくられたものでしょうかな。

○下山ふるさと寄附課長 それは先ほども言いました、27年1月1日からやっておりますのがベースでございますので、訂正は余りございませんので、その時点で作成したものでございます。

○津島委員 じゃから、27年ですけど、課長はそのときこれはかかわってなかったんかな。

○下山ふるさと寄附課長 私はこの4月1日からでございますので、かかわっていないという状況でございます。

○津島委員 この返礼品の原因は税金の控除なんですわな。たったの2,000円自腹切るときゃ何ぼでも控除が受けられるということで、なかなか、この歳入のときに私が言うたようにえろく感じのええもんじゃねえですから、備前市からこの控除を受けられるからというてどどん外部へ使われてもうちの財政は破綻しますけど、やはり備前市で大きゅうなって東京や大阪へ出て行って成功して備前市のために寄附しようかなというのが本来のふるさと納税じゃないかと思いますが、課長はその点どう思いますかな。

○下山ふるさと寄附課長 まず、委員に勘違いされている部分があるかと思しますので言いますけども、ふるさと納税を寄附してきた金額から2,000円を引いたのが全額なるというものではございません。あくまでも個人によって異なりますが、御自身の限度額というのが決定になります。年収で、極端な話を申しますと住民税の2割までしか対象になりません。ですから、住民税がもし10万円であればマックスが2万円ということになりますから、2万円しか控除になりません。全額はなりません。ですから、2,000円を引いた2万2,000円、もし住民税が10万円かかるとる人でマックス控除になろうとすれば2万2,000円を寄附して初めて2万円の控除になると。ですから、備前市の住民が全てどこかに寄附をしたといっても、全体の2割は減りますけども残り8割は残るという計算になるというのをまず知ってやってください。

委員の言われる内容でございますが、私はやっぱりこのふるさと納税という制度を使って、今回私どもがやりました熊本への支援、簡単に寄附を送れるというような制度、それとか、ここで一生懸命お米を備前市も募集しておるわけでございますが、備前市のお米を農家の方が、農協経由になりますけども、やっぱり農業から離れるという、離職するのをとめるだとか、そういう農業関係のほうにも元気が出ると。売っていただけるということですからね。それから、人気がありますアナゴだとかブドウだとかというものもある程度先に予約がとれるということで、非常に経営がしやすいんだというようなお話も聞きます。こういう制度というのはやっぱり有効だなと思っております。

もう一点、今までの備前市は自分の財源というのがなかなか税金以外になかったと思えます。国だとか県だとかから補助金をいただいて事業をやっていたと。こういうふるさと納税という制度を使えば自主財源が自分で集められるという制度であるかと思えます。それはやっぱり有効活用するべきかなと。当然冒頭に言われましたように市町村間での取り合いっことというような御批判も当然あるかと思えますが、経済全体のことを申しますとお金が回ると、人が回るという面もございますから、やっぱりこれは一つの方策として国のやり方はありだというふうに考えております。

それから、リピーターじゃないですけども、備前市に育った方が当然備前市にありがとうねということで寄附をしていただく、それが本当に応援してやろうというのが一番かと思えます。そういう方も当然ございまして、ありがたい御通知を現在もいただいております。中学まで備前市に住んでいました、妻が備前市だから応援したいというようなメッセージをいただいて寄附をしていただく方も数多くおるといのは、ここで皆様にお知らせしたいと思えます。皆さん厚い寄附金をしていただいているというのは現状でございます。ですから、返礼品だけで寄附をしていただいている人ばかりじゃないというのは担当課長といたしましてしっかり伝えたいと思えます。

○津島委員 ちょっとほんなら整理するで。年収700万円の給与所得者で扶養家族が配偶者のみの人がふるさとなどの自治体に3万円を寄附すると、本来その人が住居地の自治体に納めるべき住民税などが2万8,000円控除されるというのは、合うとりますか。

○下山ふるさと寄附課長 合っています。

○津島委員 次に、もっと所得の多い人が10万円寄附すると、9万8,000円控除されるし、20万円なら19万8,000円が控除される。今は都会で働いている人が生まれ育った自治体に恩返しをしたいと思えば、たった2,000円の負担で3万円なり10万円なり20万円なりをふるさとの自治体に寄附できるのである。これもどうですか。

○下山ふるさと寄附課長 それはケースによっては間違いがあるかと思います。

○津島委員 そのケースとはどういうケースですか。

○下山ふるさと寄附課長 先ほども申しましたように、個々によって限度額というのが設定されます。その限度額は、先ほど申しましたように住民税の免税額の2割という決まりがございます。だから、同じ1,000万円の人でも扶養家族とか社会保険料控除とかいろんな控除がある方とない方によってその限度額というものが異なってまいりますので、1番目の例、700万円云々というのは当然10万円以上だろうというのが想定でございますから対象になるだろうというふうに答えました。

○津島委員 なるほどな。返礼品で10万円を寄附すりゃあおよそ5万円相当、半値の特産品が手に入ると。2,000円ぼっきりの負担で手に入るから、これは評判がよくならないはずがないというのも合うとりますかな。

○下山ふるさと寄附課長 おっしゃるとおりだと思います。

○津島委員 返礼品には、私は一番に備前焼、それから今課長が言われたのもあるけど、カタログで全国の人が寄附してくれるんじゃないけど、どこでも手に入るようなカタログに載っとなるようなものはえろ返礼品としてはふさわしくないと思いますけど、まあよく検討してやってください。

○下山ふるさと寄附課長 お米というのも全国にありますけども、お米でもいろんな部分で工夫して選んでいただいて、備前市のお米はおいしいんだという認識を広めたいというふうに考えております。

○森本副主査 返礼品で自転車なんか、盗難登録なんか届け出るっていうのをお聞きしたことがあるかと思うんですけど、合っていますか。

○下山ふるさと寄附課長 再販防止、あくまでもそれをまた誰かに売るとかということをさせないように、備前市で防犯登録をしていただきまして、その自転車を地元のほうへ送っております。間違いではございません。

○森本副主査 自転車以外でもほかに何か防止策とられていたら教えてください。

○下山ふるさと寄附課長 パソコン等には製造番号というものがございますので、製造番号をその方とリンクをさせていただいております。それから、物を送るときに備前市のシールなんかを張って、箱に備前市から送られたものだというのが写真を撮ってもわかるような格好で、いろんな部分での工夫をさせていただいております。

○山本主査 よろしいか。

〔「よろしい」と呼ぶ者あり〕

それでは、暫時休憩します。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○山本主査 それでは、休憩前に引き続き分科会を再開いたします。

○下山ふるさと寄附課長 午前中に御質問がございました、27年度の市の職員のふるさと納税の分でございますが、14名で、寄附額が53万円。慌てて計算したので若干漏れがあるかもわかりませんが、今判明しとるのが14人で53万円の寄附額でございます。

○濱山契約管財課長 午前中の田原委員の伊里駅の食堂の件ですけれども、委託契約書の第10条の収益という項目がありまして、市有駅舎及び土地のうち業務維持管理に支障がない範囲において駅舎及び土地を貸し付け、賃貸料を受領し、業務経費に充当できるものとするという条項があります。受託者のほうの負担としまして、清掃用具とか洗剤とか消耗品等及び光熱水費は受託者のほうの負担となっております。ですから、そちらのほうへ食堂のほうは充当しているものと思います。

○山本主査 それでは、80ページから83ページで総務費、総務管理費、支所及び出張所費で三石を除くでないですか。

○尾川委員 81ページの職員提案報償7万1,000円について、内容と28年度はどうなるとんかお伺いします。

○河井財政課長 27年度につきましては以前ちょっと表彰のほうで積み残していたものを表彰対象にしております。2件ございまして、窓口改善、ローコストでもできるわかりやすさの追求というのと、内部業務ではございますけれどもテラステーション内のファイル管理という2点がございまして、こちらの2点を市長表彰にしております。具体的には、窓口改善のほうは市民窓口課の柱のところへカラーで案内を大きく表示する等をやっております。それから、テラステーション内のファイル管理というものは、電子データの保存ファイルですね、各所属での保存ファイルを年度仕分けしてきれいに見やすいようにと、電子データを探しやすいようにというふうな取り組みを行ったものでございます。

また、28年度も同じく表彰のほうは予定されております。実際に現在報償金の支払い事務を進めているところでございます。

○尾川委員 ちなみに、どういうランクづけで審査が行われて、今2件紹介があったんですけど、そういうのは市民に知らせたりしておられるんですか。

○河井財政課長 審査の方法としましては、庁内で審査委員会を持っております。その中でその提案に対して採用するべきかしないべきかといったものを複数の審査委員の中で採点を行いまして、最終的には庁議で決定するというふうな形をとっております。

○尾川委員 要するに応募というか提案がかなりあった中で2件を審査した結果、表彰するという事になったんだと思うんですけど、普通一般の会社だったら各部署何件以上とかという目標

値を出してやるんですけど、市役所の場合は民主的にやられるからそんなことはねえと思うんですけど、どの程度出て、2件が表彰に値するというふうなことになったんか、その辺ちょっと教えてもらいたいんですが。

○河井財政課長 この職員提案のほうは以前から行ってはきておったわけなんですけれども、途中やはり改善提案であるとかといたりするものに対してちょっと低調になっていたという時期がございます。そこで、昨年ぐらいから積極的に財政課のほうから提案を促すような形にしまして、現在十数件は出るようになってきております。ですから、この状態を安定的に職員の改善意識を植えつける意味でも取り組ませていけたらなというふうには考えております。

○尾川委員 その提案ですけど、いろいろ議員のほうから色眼鏡で見たりするんですけど、広範囲な、例えば事業とか施策に関係するような提案は、目安箱みたいなことをするんじゃないのかもわからないんですけど、そういう面での提案というのは別に受けるようなことはなかったんですか。

○河井財政課長 どちらかと言いますとささやかな、例えば直接事務を行う上でここをこうしたらいいであったり、物品の管理であったり、直接すぐに実行できるというふうな取り組みがやはり主なものになってきて、大きな形での提案というものはちょっとないという状況でございます。

○尾川委員 ふるさと納税で今話題になっとなんですけど、やはりそういう提案をぜひ職員のほうからも出していただいて、執行部のほうもどんどん取り上げるように。例えばチャレンジ200、あの交通事故防止のキャンペーンが半年間ぐらい活動するんでも、毎年参加者数に応じたニーズがあるわけですね。あれも物すごい提案じゃと評価しとんです。ああいうのを提案せえということと言んですけど、市としてももう少し市民サービス、福祉の向上の最たるものの提案というのもぜひ。提案枠を逸脱するんかもしれんですけど、市長らが言わなくてもええという面もあるかもわかりませんが、ちょっと範囲を広げて意見を聞くような仕組みを考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○河井財政課長 幅広く改善提案とかといたりするものにつきましては受け付けていきたいと考えますので、これからもさらに検討していきたいと思っております。

○石原委員 同じく企画費の委託料なんですけれども、企画政策調査委託料のうち、恐らくきょうの委員会で該当するのはこの中の一部だと思うんですけども、総務関係分の委託料について御説明いただければと思いますが。

○野道企画課長兼人口減対策監 企画政策調査委託料でございますが、このうち45万630円が企画課の費用となっております、内訳ですが、総合教育会議の議事録を作成していただく委託料、それとマイナンバー制度の職員研修の委託料でございます。

○石原委員 それから、報償費、先ほど午前中に議論になりました記念品のところなんですけれども、これもちょっと確認をさせていただきます。

先ほど休憩中に提示いただいた資料の閲覧をさせていただいておまして、また今後しば

らくかけて見させていただきたいと思います。

それから、要綱につきましての確認なんですけれども、勘違いがあれば御指摘いただければと思うんですが、特典を取り扱う市内協力事業所が第2条に規定をされておりまして、第5条でその恐らく中身、事業所について規定がなされておりまして、これを読んで僕なりに解釈をしますと、特典を取り扱う協力事業所になるためには市内に事務所か営業所か支店か工場を保有しとる必要があるということで捉えたんですが、これで、この解釈でよろしいでしょうか。

○下山ふるさと寄附課長 おっしゃるとおりでございます。

○石原委員 27年度の特典を取り扱った業者は全てこの部分にきっちり該当しとるということで間違いないですか。

○下山ふるさと寄附課長 間違いございません。

○石原委員 ありがとうございます。今年度以降については今後所管事務調査等でお尋ねをしたいと思います。

○山本主査 ほかにないようでしたら、総務管理費の安全対策費、82から85ページです。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、84から87ページ、総務費、総務管理費、電算管理費で何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次に86、87ページ、総務管理費、消費者生活費で何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、86から89ページ、総務管理費、総務管理費、地域振興費、別紙で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、90ページ、93ページ、総務管理費、地域情報政策費で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次に92ページ、93ページの総務費、総務管理費、諸費で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、100ページ、101ページの総務費、統計調査費で何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、100ページから103ページ、監査委員費で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次に、ちょっと飛んで170から173ページ、消防費で消防費で何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、198、199ページ、教育費、社会教育費、文化財保護費の別紙で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、198から201ページ、教育費、社会教育費で文化財施設費、別紙で。

○尾川委員 199ページの文化施設費の美術館長等報酬というふうなことで111万2,500円上がってんですが、等というのはどういう意味なんですか。

○藤田秘書広報課長 館長と、専門員が1人おられますので、その方と合わせて等ということですね。

○尾川委員 館長と専門員1名、1名ということは2名ということですか。

○藤田秘書広報課長 そのとおりでございます。

○尾川委員 そしたら、ミュージアムは、館長と専門員の2名で運営しとるということですか。

○藤田秘書広報課長 2名ということではなくて、館長と専門員、それから臨時雇い賃金のところでもありますが、そちらで学芸員がおりました。

○尾川委員 余り個人的なのは聞けんのんじゃないと思うんですけど、この金額が館長の雇用条件というんか、報酬になつとるということで、増額はないんですか。これがもう今でもずっと続いとると。

○藤田秘書広報課長 27年度は、館長は週3日の勤務で15万円の報酬ということでした。専門員については1日1万円ということですね。今は少し、館長もお忙しい方ですので、月に10日に変更になりまして、少し報酬のほうは下げております。

○尾川委員 このくらい、週3日で15万円ぐらいであの先生に来てもらえるんですか。

○藤田秘書広報課長 館長も納得の上、まあ交通費は別ですから。

○山本主査 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、210ページから211ページで災害復旧費、その他公共施設・公用施設災害復旧費、その他の公共施設災害復旧費で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、210ページ、211ページの公債費、公債費、元金の一部で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

利子の一部、公債諸費でもございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、210ページの諸支出金、基金費、積立金、まちづくり応援基金積立金、振興基金積立金、まちづくり振興基金積立金、財政調査基金積立金、減債基金積立金で何かございませんか。

○田原委員 ふるさと納税してくれる人たちからの使い道という中で、将来の云々というのがあります。

ましたね。それについて、何というても、いろいろ福祉の件もありましようけども、子育てやね、やっぱり教育だと思うんですけども、今回の27億円のふるさと納税の中でその対応に、教育のために何をどうされたのか。どういう振り分けをされたのか。

○河井財政課長 27年度のまちづくり応援基金、これ充当事業といたしましては長期なもので申し上げますと小・中学校のエアコン整備事業が1億6,100万円、それから学校教育振興基金への積立事業が1,900万円、これが基金充当の金額1億8,000万円と合致する金額になっております。27年度につきましては。そのほか、基金ができる前の事業としまして図書カード贈呈事業が1,534万6,000円でございます。それと教育支援ソフトが516万2,000円。

教育に関するものにつきましては以上でございます。

○田原委員 メモでもいいですから、今のを後でもらえますか。

○河井財政課長 こちらの数値は議会報告会等の資料として以前提出をさせていただいてある資料のほうがそのままでございますので、よろしく願いいたします。

○田原委員 整理ができとらるので、ぜひお願いします。

○河井財政課長 かしこまりました。

○山本主査 そういうことで、よろしく願いします。

それでは、212ページ、13ページの諸費、諸費、地方創生事業で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、214ページ、15ページ、予備費で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、全体で聞き落としか聞き漏れか何かございましたら。

○守井委員 87ページなんですけど、電算管理費の負担金補助及び交付金、光通信基盤整備事業補助金。光通信の必要性を十分に認識いたしておりますし、この評価のほうにも出ておるわけなんですけど、結果的に27年度でどここの光通信の整備が行われて、これはそれぞれの事業者になるかもしれませんけれども、点検するという形になるんかと思っておりますけども、整備エリアともし件数がわかれば教えていただけたらと思っております。

○野道企画課長兼人口減対策監 27年度につきましては、日生の寒河地区とそれから諸島、橋のかかった鹿久居島、頭島、こちらの諸島部分の一部ということにはなっております。件数なんですけど、今NTTさんと直接の契約ではなく、ちょっと変わったやり方になっておりますので、数値のほうは把握できておりません。

○守井委員 わかりました。

○尾川委員 まず、時間外勤務手当と休日勤務手当の一覧表をいただきまして、ありがとうございます。何が言いたいかというのが、この1人当たりの時間数が出とって、ざっと今計算したら一番多いところで戸籍住民基本台帳費ということで、その所属の方が2,949時間ということで、8人で割りますと368なんです。これ年間だと思うんですけど、これが一番トップなん

ですけども、このあたりかなり前から比べて多いという数字になっただけですけど、そのあたり、これこういうデータが出たら1人当たりがどのくらいかというのがわかれば、多分それで単純にその所属で増加あるいは減少分の数字書いていただいとんですけど、そのほうがわかりやすいということで、そういう時間をどういうふうに評価されとんかなと思ひましてちょっとお聞きしたいんですけど。

○石原総務課長 資料といたしまして、平成27年度の時間外勤務手当、休日勤務手当一覧を提出しております。今委員御指摘の戸籍住民基本台帳費のところの御指摘がありました、今年度につきましてはマイナンバーの関係で通常業務と比較しての業務増があったものというふうに理解しております。最終的に平成26年度と27年度を比較いたしますと、若干ではございますが時間外勤務の減少という形になっております。なっておりますが、潜在的にやはり業務増という傾向は否めないものというふうに、職員数の削減、定員適正化などありましてそういった傾向を何とか打開したいというふうに総務としましては捉えているところでございます。

業務の多忙な時期、繁忙、閑散等もありますので一概には申し上げられませんが、全体的に削減の方向に向けるべく、従前からストレスチェックを行ったり個別面談等を行うなど業務改善につなげるように取り組んできております。今年度も法制化されましたストレスチェック制度がもう当市においても始めるようにしておりますので、そういった取り組みを踏まえてさらに改善の方向に向けて取り組みを進めたいというふうに捉えているところでございます。

○尾川委員 説明ありがとうございます。私のこの表の見方が違うんかもわからんですけど、例を挙げると2, 949時間と3, 145時間ということでマイナス196時間ということになっただけですけど、私の言いたいのは1人当たりが長時間、その時間で仕事の量を把握するという考え方もあると思うんですけど、1人当たりどれぐらいの作業時間があって残業時間があつたかというのを比較しながら分析していかんと、単なる去年とことしの総時間、要するに26年度と27年度の比較でプラ・マイしたんじゃあデータの分析になつたらんじゃねえかと思うんですよ。そりゃこの8人、11人とは別に臨時がおつてどういうふうになつたかというのがわからんですけどね、この表見ただけでは。こっちは要するに単純に引くんじゃなしに1人当たり負荷がどのくらいかかつたかということから発想してもらわんと時間外というのは出てこんと思うんで。その時間外だって管理職が残業つかんということになったら、その人らも仕事しょんじゃからそれらはどうなつた。それも一々そんなこと言つたら切りがねえ、物差しを変えたらいけんですけどな。単純に私が見るのはあくまでも平均で比較して1日が最高どのくらいになつた、年間何ぼやって負担かかつたらんかという見方をするんですよ。ただ単に総時間だけで見たんじゃあ余り意味ないんじゃないん、ただ今臨時とかいろんな要素がこれに入つたか知らんですよ、数字だから何ぼでもできるんじゃないから、つくろうと思うたら。その辺をちょっとお聞きして、分析するんなら分析してもろうて、これのどこに問題があるかという、本当に適正に仕事させとつたか、これでもまだこういうことを正式な場で言えんですけど、どうせサービス残業があると思うんですよ。これ上限決めとんか、一般会社だったら月20時間、30時間オーバー

したら休ませるようにとかというのがあるんですけどな。そういうので私が見たからというて私らが業務命令出しようるわけじゃねんじゃから、あんたらがそうして、ただ職員に特定のところに負荷がかかってブラック自治体になって問題が起こって、ブラック企業みたいな問題になっても困るからということで、こういう把握をしてきちっと分析してほしいなど。人事を持つところとところがやっぱりやってほしいなどという部分ですけどね。そういう比較の仕方というのは私らと発想が違うんじゃないけど、その辺はどなんかなと思うて。

○石原総務課長 委員御指摘の表の分析の仕方につきましては、今後の課題とさせていただきます。検討したいというふうに思っております。なお、当然職員一人一人の時間外勤務の状況につきましては毎月の集計を総務が取りまとめをいたしますので、職員一人一人の時間数を必ずチェックするようにしております。月、法的に60時間を目安を超えている者、超えていない者の管理を行うなど、カウンセリングや健康管理に支障がないかということも所属長含めての対応を総務課としてとっているところでございます。

○尾川委員 もうあれですけど、今その例として27年度1人当たりが368時間。26年度は285時間ということは、それだけふえとることなんです。だから要員が不足しとんじやねえかという判断するわけですよ。全体的な業務量と人のバランスどうなとんか、そりゃ課長がよう引っ張ってこんのか、どなんかな知らんですよ。そういうふうなところでもっと第三者的に総務課がきちっと分析して、そういう面から見てね。本当の仕事の量のほうから見て分析もせにゃ、こっちの数字で把握していくのも考えにゃいけんし、能力のねえのがおって時間かかりよんかわからんんですけどな、そりゃ。その辺をぜひ、この数字つくった以上はそういうことをやってほしいなと思います。

○石原総務課長 御心配の御意見というふうに理解をしております。まずは職員が健康であることが第一だというふうに総務としましても認識をしておりますので、その上で仕事に従事していただくということが大切であると思っております。力強いアドバイスをいただきましたので、今後もそういった人事管理のほうを取り組んでまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○山本主査 ほかに。

○尾川委員 消防、防災体制の強化、要はこれ決算にシート出とるから何点かそれに絡んで、32ページでいろいろる書かれておまして、1点目が現場というか地区としては自主防災組織を結成しとると。だけど、実際訓練が大きな地区じゃなしに小さいロットで自主防災組織を結成して活動して、そういう申請をして補助も出しとると思う。ただ、それをもらって後その訓練がついてないんだというふうな指摘がたまにあるんです。市としてそれはもうそこまでいかん、とにかく設備的な補助を出すだけでそこまではできてないというんだろうとは思んですけど、そのあたりをもう少し、市長室長も書かれとんですけど、熊本地震とか、最近では鳥取地震とかいろいろあるんですけど、そのあたりの部分はどういうふうを考えられとんかなと思って。この間新聞見よったら鳥取なんかでも避難所もしてないというようなことも新聞には書いてあったん

で、まあ備前市はそんなことないと思うんですけど、そういう、要するに自主防災組織をつくったけれどもその後の訓練が小さい単位でやってないというところを、ちょっとどんなんでしょうかね。そのあたりの対策は。

○柴垣危機管理課長 自主防災組織も含めて各いろんな大小ありますけれども、自治会に対しての訓練ということですが、東備消防さんがメインになって各自治会へ働きかけ等をしていただいて、主に多いのがやはり9月の最初の日曜日、防災週間があるそのときの日曜等を利用して、ほぼ全部の自治組織への訓練の呼びかけ等をして、実際に地元のほうへ入って。ただ、その日だけではなくてその前後ということ、まだこれから開催する自治会等もあると思います。そういったところへ我々市のほうとしても東備消防と一緒にいけるときには一緒に行かせていただいたり、中心となる東備消防さんがそういった働きかけをして自主防災組織を立ち上げているところ、立ち上げていないところについても働きかけをして訓練等を実施していただいているような状況でございます。

○尾川委員 要するに住民が言よんのは向こう三軒両隣の活動が欠けるという指摘をしているんだと思うんです。だから、例えば市の大きなのと地区のものが連携しとんならええと思うんですけど、それが全く途絶えとんと思うんですよ。まあ連携しとんかもしれんですよ。私らそれをわかつとらんのですけど。要するにその向こうでやるんならすりゃあええと思うんですけど、その連携はねえし、同じ日に各地区でやるとということと、それから各地区でやってもその下の小さい各町内会の単位が、施設はしとるけど何ら活動してねえという指摘をするわけです。だから、その辺に、東備消防、東備消防というて言われるけど、何か市としてはもう少し小さい範囲への呼びかけとかを考えられんのかなという指摘なんですわ。例えばここへ3日以上のお蓄品といたって、この大きな組織に対してやったって、こまいでいかんとなかなかそこまでの活動はできん。だから、地域、町内によってお蓄品を注文するところもある、あるいは全くしていないところもある、その温度差がかなりあるんでもうちょっと細かいのを。消防署は大きいのをやりゃあええ、市としては時間かかっても細かい単位でやっていくというふうな考えはないかなと。ぜひそういう方向にやっついていかんと、これから育たんなというふうに思うんですけどね。いかがですか、その辺は。

○柴垣危機管理課長 実際自主防災組織の立ち上げにかかっては小さい単位、大きい単位、各自治会によってもさまざまでございます。できれば委員おっしゃるような小さい単位の中で動ける、それが集まり大きな自治組織となっていくというふうに関連づけていければいいんですけども、働きかけとしては我々のほうとしては小さい組織でもいいですから最初立ち上げてやってみましょうというふうに自治会の中には入っていったお話させていただいているところでございます。実際これからの訓練、今年度はちょっと台風接近に伴って中止ということになってしまいましたけれども、そういった改めて訓練のほうの見直しも含めて今後検討していきたいなと思います。

○石原委員 せっかく決算審査委員会の資料をいただいておりますので、そちらからちょっとお尋ね

をしたいんですけども、21ページ、22ページのところに職員数の推移であったり、それから22ページでは給与等の推移が掲載をされております。

まずは、21ページの職員の数から見てみますと、平成27年度が対象にはなるんでしょうけれども、特に一番上の市長部局なんかを見ましても正職員の数はほぼ変化がないんですけども、かなりの率で臨時職員の方がふえとんじやないかなということ。市長部局を見ても特になんですけれども、それから一番下の計のところで見てもかなり臨時の方が多いなという印象を受けます。人口も減ってくる中、それから適正化計画ですか、そういうのも進んできてる中、それから今後も進んでいく中で、正職員数は変わらんのだけれども臨時職員の方が次々ふえてくる状況というのは、それこそ次々と本当に業務の量がふえ続けるといふふうに見て状況としてよろしいんでしょうかね。いかがでしょうか。

○石原総務課長 特に臨時職員ということでのお尋ねでございます。27年度におきましては、要因としましては幼・保の臨時職員等の増も見受けられるものというふうに理解をしております。しかしながら、市長部局、この本庁におきましても各部署内でそれぞれ増加要因があります。あわせまして27年10月からバスのほうが市営化になっておりますので、そちらの、これは教育委員会も含めてになります。市営化に伴う増ということも大きな要因でございます。

○石原委員 人件費等抑制する努力も必要なんだろうけど、なかなか業務がふえて思うようにいかん状況もあるんでしょうけれども、22ページですね、上の表についてです。この中で賃金等々合わせて一番下のところに委託料が載っています。委託料についても年々かなりのペースで増加傾向ということなんです。平成27年度で見ますと9億3,033万6,000円ということで、この9億3,000万円余りの委託料なる費目はここでは全ての委託料がここへ含まれておると見ていいんですかね。

○河井財政課長 おおむね決算上の委託料がここへ入っていると考えていただいて結構だと思います。建設事業関係はちょっと除きます。

○石原委員 じゃあここで掲載されとるこの9億3,000万円余りの委託料は含まれませんよという説明はいかがですか、難しいですか。

○河井財政課長 普通建設事業費の委託料というのが測量や設計の委託料、建設工事に伴うもの、こういったものを含まないと。あと、通常例えば施設の維持管理であったり物件費的な委託料ですね、そういったものがこちらに含まれているという御理解をいただければよろしいかと思えます。

○石原委員 この流れなんですけれども、平成23年度から24年度のところで六千数百万円ですか、どっとその費用が減って、それからふえておる。24年度と比べますと平成27年度約1億円ふえておるような状況じやないかなというふうに見ておりますが、この平成24年度から3年間ですか、27年度にかけてのこういった委託料が約1億円ふえておるというような状況は何を物語るとして見てよろしいんですかね。何か大きな要因でもあるのか。今後もこういうような増加傾向で推移していくと捉えるべきなのかどうなのか、現時点でわかっておられれば。

○河井財政課長 瞬間的なものとか波というものはどうしても出てくるかとは思いますが、電算関係の改修であったり、そういったものはその年々によって大きく変わってまいりますのでそういった要因もあろうかとは思いますが、その点につきまして細かく緻密にはちょっと分析ができていないのが現状でございます。

○石原委員 また、それから今年度もですけども、こういう一連の増加傾向の流れであったり、そういうようなところ、またそれぞれの状況に応じて変動もありましようけれども、何か見きわめられてこういう形のもので大きな要因ですとか、今後の動きについての何か御説明いただけるような状況があれば今後もその都度御説明いただければとお願いをしております。

○尾川委員 86ページの広域行政の推進というシートがあるんですけど、まず1点目が平成27年度の施政方針記載なしというのはどういう解釈したらいいんですか。

○野道企画課長兼人口減対策監 広域行政の推進等の部分につきましては、以前から定住自立圏等あります。それから、今年度から岡山の中核都市圏もございまして、こちらにつきましては最初の施政方針のほうには特に大きな事業と申しますか、そういうのがなかった関係で表現はしてなかったということで記載なしとさせていただきます。

○尾川委員 いつも聞かされようるわね。総合計画に基づいて市は動いとるんじゃない。ここに、施政方針にない、記載ないというのが、何でほんなら事業やることになるのかなと思う。だから、逆に言うたら施政方針にも出てこにやいけんし、その総合計画に出てこにやいけんのんじゃないかなというて言ようるわけ。どうもちょっとその辺が、最上位の計画に基づいてやりよんですというて言われる割には何か。その施政方針の紙の中へ文書が出てねえというのはわかるんですよ。けど、それをなかつたら入れえと言わにやいけんのじゃないねん。

○野道企画課長兼人口減対策監 総合計画全般について、その年その年で進めていくわけなんですけど、施政方針の中に全て盛り込めればよろしいかとは思いますが、若干はしよった部分もあったんではなかろうかと考えます。やはり重要な部分を主要な部分として上げさせていただいたのが施政方針となっていると思っております。

○尾川委員 要はこれだけの事業ですから、私もやる以上はきちっと、そりゃ国から金さえもらやあええ、バスさえ動かしやええ、ここへ書いとるように病院の産婦人科さえ何とか手当てができりやあええわで終わるんならあれじゃけど、今度は岡山との中核都市圏という問題も起きとる以上はしっかりした取り組みをしてもらいたいと思うんです。総合政策部長もいろいろ人口減の緩和というて、緩和に結びついとんか、どういう評価されとんかですけど、その辺の取り組みも、部長にちょっと答えてもらえますか、この問題について。

○佐藤総合政策部長 広域行政につきましては、特にことしから始まりまして連携を結ぶこととなりました岡山を中心とした連携中核都市圏もそうですけれども、人口減に対応するための対応としてどういうことができるのかというのを広域で考えようという仕組みでございまして。それに対していろんな施策を講じていくわけですけども、定住自立圏も含めて特効薬にはなかなかかなりにくいというような状況がございまして。そういう中ではございまして、できる範囲はや

っていこうということで、これからも広域行政については大事なことでありますから進めていきたいというふうに考えております。

○尾川委員 感想みたいなこと言ったら、皆さんに叱られるかもわかりませんが、フィリピンの大統領までいかなくてもかなりのことは言うていきょうらんと、存在価値がのうなったら後々合併というのも絶対あると、これだけ人が減ってきたら、まあいつになるんか知らんけど、そういうことを想定してやっぱり市の力をつけとかんと。誰も相手にしてもらえんようになってしまうたらね。そういう面ではあの大統領ぐらいのことを言うて、ちょっと部長が交わしてくれりゃあええなと思うて、そういう意味でやるんですけどな。記載なしというの、ないの、何かやりゃあええ、適当に書いときゃええわというようなもんじゃなからうというのを指摘させてもらよんですけえな。

○佐藤総合政策部長 27年度の施政方針には記載はなかったということでございますけれども、次の29年度については岡山との連携中枢都市圏のほうもできますので、そこは重要な事業になろうと思いますので、そこは考えていかなきゃいけないと思います。

○石原総務課長 恐れ入ります。午前中に尾川委員からお尋ねのありました東京事務所、大阪事務所のコストについて数字が調いましたので回答させていただきます。

人件費、それからそれ以外の経費別に3事務所別に回答申し上げます。

まず、人件費につきましては27年度決算ベースの……。

○山本主査 総務課長、外が工事でがたがたいうて聞き取りにくいから、それ書類で出すというわけには。それでよかったら出して、終わりにしましょうや。難しい。

○石原総務課長 事務局を通じて提出するようにいたします。

○山本主査 ええな。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上で本分科会部分のうち市長室、総合政策部ほか関係の審査を終了します。

以上で予算決算審査委員会総務産業分科会を閉会いたします。

本日は皆さん、御苦勞でございました。ありがとうございました。

午後2時00分 閉会